

學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷五第

行發日一月十年六正大

論說

物價變動ノ原因(一).....法學博士 河上 肇

經濟的行爲ノ道德的行爲トノ關係(二).....法學博士 田島 錦治

所得稅ニ於ケル所得ノ意義(三).....法學博士 神戶 正雄

同盟罷工ト和解及仲裁制度(四).....法學士 河田 嗣郎

墨子ノ經濟思想(五).....法學士 小島 祐馬

割地ト村落制トノ關係.....法學士 牧野信之助

現代の保險ノ成立(三).....法學士 小島昌太郎

時事問題

米國ノ參戰.....法學博士 戸田 海市

物價調節ノ意義及効果.....法學士 河田 嗣郎

雜錄

りすとノ經濟發達階段說.....法學士 本庄榮治郎

各國ニ於ケル物價騰貴ノ趨勢.....法學士 山本美越乃

戰後ノ太平洋定期航路.....法學士 小島昌太郎

朝鮮ノ關稅ニ就キテ.....法學博士 神戶 正雄

露國ノ定期刊行物ニ就テ(三).....文學士 高倉 輝

しゆもらあ教授ノ史傳ニ就テ.....文學士 長壽 吉

所得稅ニ於ケル所得ノ意義ヲ論ズ (其二、完)

神 戸 正 雄

緒言

第一段 一定期內ノ純價值附加トスルノ見解

前號所載

第二段 前見解ノ困難ヲ除却セントスルノ試畫

其一 根本的ニハ前見解ヲ維持シツツ所得ノ種類別ニヨリ一時の所得ヲ特別扱トスルモノ (一)其見解、(二)其批評)

其二 前見解ノ上ニ他ノ特徴ヲ加フルモノ (一)經濟的の行爲ニヨリテ生ズルコトニ特徴ヲ求ルモノ (一)其見解、(二)其批評)、

(二)收入ノ規則正シキ反復トイフコトニ特徴ヲ求ムルモノ (一)其見解、(二)其批評)、(三)根源ノ繼續的ナルコトニ特徴ヲ求ルモノ又ハ根源ノ繼續的ナルコトト收入ノ反覆的ナルコトトヲ要ストスルモノ、(一)其見解、(二)其批評)

結論 (一)所得意義私見、(二)附帶事項私見)

第二段 前見解ノ困難ヲ除却セントスルノ試畫

其一 根本的ニハ前見解ヲ維持シツツ所得ノ種類別ニヨリ

一時の所得ヲ特別扱トスルモノ

前ノ第一見解ニハ實際上ノ困難又ハ不都合アリト認メラレタ所カラ、之ヲ排除スル爲メニ色々ノ試カ行ハレタ。中ニ就キまゐるとハ主要ノ點ニ於テへるまんノ定義ヲ維持シ、併シ所得ヲ經

常及臨時ニ區別シ、凡ヘテノ經濟ノ大多數ニ現ハルル所ノ規則正シク繰返ス所ノ收入ハ經常所得トシテ、各人ニ一回的ニ入ル所ノ臨時所得トシテノ財(例之、射倖利得、相續財產、贈物)ニ對立セシメラルトイフノデアル。⁴⁵⁾

成程此ニヨツテ經常の所得、タケテ所得稅ノ所得ト爲シ、以テ相續財產等ヲ除外スルコトハ出來ルガ、併シ其臨時の所得ノ中ニテモ、例之營業上ニ生ズルモノノ如キ、之ヲ經常的所得ト分別スルコトハ事實困難ナルモノデアラウカラ、之ニヨツテ全ク實際上ノ困難ヲ排除スル譯ニハ往カナイ。

其二 前見解ノ上ニ他ノ特徵ヲ加フルモノ

(一) 經濟的行爲ニヨリテ生ズルコトニ特徵ヲ求ルモノ

前段ニ擧ゲタル見解ノ缺點ヲ補正センガ爲メニ、新特徵ヲ加ヘント試ミタルモノノ少カラザルガ中ニモ、經濟的行爲ニ之ヲ求メタルガアル。例之ろつじあーデ、彼ハ收入ニハ一定期間内新ニ財產ニ入り來ル所ノ凡ヘテノ財ヲ含ムモノト爲シ、隨フテ相續、贈與、富札利得等ニヨリテ生ズルモノヲモ含ムトスルモノデアアルガ、所得ニ至テハ單ニ其ノ特ニ經濟行爲ヨリ生ズルモノト爲シ、而シテ此所得ニハ總所得ト純所得トヲ區別シ、一年ノ總所得ハ經濟ガ其進行中ニ新ニ生産シタル全財ヨリ成立シ、純所得ハ其中ヨリ生産費ヲ控除シテ後ニ殘ル所ノ部分、即チ根幹財ヲ減少スル

45) .MangoIdt, Volkswirtschaftslehre. S. 300.

コトナクシテ消費サルルヲ得ルモノデアルトイフテ居ル。(註一三)更ニふをつけノ見解モ略ホ此ニ近イ。彼ハ所得ヲ以テ經濟人ニ、使用財産部ヲ補償シ及其經濟經營ニ結付キタル請求權ヲ實行シタル後、并ニ單ナル財産移轉ニヨル財産増加ヲ控除シタル後ニ、其自身ノ使用ノ爲メニ殘ル所ノモノト爲シ、之ヲ別ノ方面ヨリ説イテハ、所得ヲ以テ或人ニ凡ベテノ收益源ヨリ流入シテ其人ノ處分ニ立ツ所ノモノノ合計ト爲シ、而シテ其收益トハ一定ノ方法又ハ一定ノ物體ノ制限ニ於ケル勞働ノ結果デアルトイフノデアル。彼ハ其結果トシテ所得ニ於ケル特徴トシテ普通人ノ認ムル反覆性ヲ否定シ、ムシロ新成立トイフコトヲ擧ゲテ居ル(註一三)。其他ニモ同様ナル見解ヲ採ルモノガアル。ガ一々擧グルコトヲ止メル(註一四)。

(註一三) ろつしあーノ經濟ノ定義ハ、外界ノ財ニテ其欲望ヲ充タサンガ爲メニスル所ノ人類ノ計畫的行爲トイフノデアル。(48)

(註一四) ふむのけハ收益ト所得トハ觀念上一致シ、收益タラザルモノハ所得タル能ハズ、所得タラザルモノハ收益タル能ハズト爲シ、此收益ト所得トニ於ケル本質ハ常ニ唯ダ新成立トイフコトデ、此ニ其成立原因ガ勞働アルコトガ含マレテ居ル。

此ニ反覆トイフコトガ必然デハナイガ、其可能ガアル。勞働ハ其性質上多少反覆的デアリ、收益モ雖テ多少反覆的デアル。自然科學者ガ多年研究ノ結果、或仕事ヲ完成シテ大報酬ヲ得タトスレバ、其ハ勞働ニ依ル新成立ノモノノ故、收益タルコトガ出來、隨ツテ所得タルコトモ出來ル。反之相續贈與等ハ假令偶々反覆シ得テモ、新成立ノモノデハナイカラ、收益トモ所得トモナレナイトイフテ居ル。(49)

(註一四) 例之けることハ曰ク、所得ニハ人格ノ固有ナル經濟的特徴タル此者ノ勞働力ガ示サル。固有ノ勞働力ガ所得ヲ擧グルガ爲メニ人ノ側カラ使ハレナケレバナラス。固有ノ勞働力ガ含マレナイデハ、所得性質ハ備ハラナイト。(50)

46) Roscher, Grundlagen d. Nationalökonomie. 24 Aufl. SS. 438. 439. 440.
 47) Vocke, Grundzüge d. Fw. SS. 278. 281.
 48) Roscher, Grundlagen. S. 5.
 49) Vocke, a. a. O. SS. 278. 281.
 50) Gärtner, a. a. O. S. 516.

成程此見解ニ依ルト、相續、贈與、富札利得等ヲ所得ヨリ排除シ得ルヤウデアアル。併シ(一)果シテ此等ノモノガ凡ヘテ經濟的行爲ノ結果デナイトシテ所得ヨリ排除シ得ルデアラウカ。相續ノ中デモ特ニ遺言ニ依ルモノニハ受領者ノ被相續者ニ對スル盡力ノ結果タルコトガ少クナイ。贈與ノ中、夫ノ酒手ノ如キハ或時ハ全部、他ノ時ハ一部受領者ノ給付シタル勤務ノ報酬ニ過ギナイ。其他ノ贈物ニアツテモ往々ニシテ受贈者ノ贈與者ニ對スル盡力ニ基イテ居ル。醫師ガ往々ニシテ受クル所ノ、其要求スルヨリ以上ノ謝儀金モ、之ヲ別ニシテ所得外トシテ計算スルハ難カラウ。實ハ其モ患者ノ主觀的判斷ニ依ル醫師盡力ニ對スル報酬ニ外ナラヌ。富札利得ト取引所ノ營業的權利得トニツキ、前者ハ非所得、後者ハ所得トイフ程ニ差別ヲ設クルコトハ難イ。富札利得ヲ得ルニツイテモ見様ニヨツテハ或盡力ガ伴フトイヘル。(二)他方、年金ノ如ク通例所得トシテ扱ハレテ居ルモノモ、此經濟的行爲ニ依ルトイヘナイ所カラシテハ、所得トイヘナイコトニナリ、獨逸デハ家屋ノ利用モ所得ト認メテ居ルガ、此モ此見解ヲ嚴正ニ解スルト、所得トイヘナイコトニナルノ缺點ヲ免レナイ。⁵¹⁾(三)更ラニ又經濟的行爲ニ依ラザル收入ヲ所得稅ノ賦課ヨリ除外スルノガ課稅ノ公平ヲ期スル所以デナイトイフ非難モアル。

(二) 收入ノ規則正シキ反覆トイフコトニ特徵ヲ求ムルモノ

此ハ從來獨逸デハ所得意義ニ關スル有力ナル學說ト認メラレタ説デアアル。其代表的學者ハコーンデ、彼ハ所得トハ規則正シキ反覆ニ於テ、家計ニテ處分スヘキ財ノ合計トイフテ居ル。而シテ夫ノ不規則ナル收入(例之相續、射倖利得)ハ所得トハ異ル。此ガ恰モ反覆ヲ期スヘカラザルノ故ニ、各箇ノ家計ニ取リテモ、財政ニ取リテモ、別ニ取扱フヘキモノデアアルトイフノデアアル(註一五)⁵²⁾。へつけるモ亦吾人ハ租稅義務アル所得ヲ或箇別經濟ノ權利主體ニ統一的ニ集中スル種々ノ營利源ヨリノ純收益トスル。此故ニ所得ハ或箇別經濟ノ權利主體ガ一定ノ期間内ニ規則正シク且ツ反覆的ニ、確實ナル營利源ノ純收益トシテ受ル所ノ凡ヘテノ經濟的財ヲ包括スルトイフテ居ル⁵³⁾。其他諸多ノ學者カ此見ヲ探ル(註一六)。

(註一五) 、コーンハ又曰ク、(財政上ノ)財源ハ各ノ國民經濟ニ取リテ、所得トシテ回期的反覆ニテ需要ニ應スヘキ生産ノ成果ニ存スルト。⁵⁴⁾

(註一六) 前段ニわぐな一チ以テ、所得ヲ收益ノ合計トスルノ見ヲ探ルモノトシタガ、其ハ實ハへつける同様ノ意義ニテ之ヲ唱フルモノデ、或ハムシロ此處ニ數フルチ至當トスルデアアラウ。わぐな一ハ別ノ處ニ於テ所得ヲ説イテ、此ニ二ノモノガ合マルトイフ。其ノ一ハ或人ノ一定期間ニ(通例年ニテ計算)規則正シク、隨フテ規則正シキ反覆ノ能ヲ以テ一定ノ營利源ノ純收益トシテ、新ニ財産ニ加ハル所ノ經濟的財ノ合計、此所得部ハ隨フテ經濟經營一般ヨリ及各箇ノ經濟的行爲(勞動、企業)ヨリ又ハ特ニ財産又ハ要求權(奴隸、土地、資本財産、信用取引ヨリノ要求權)ヨリ終リニ規則正シキ無償ノ收入(寄捨、附與)ヨリ生ズル。第二ハ或人ノ利用財産ガ此ニ生ズル所ノ損減及減價ノ補償ノ後ニ、回期的ニ引續キ生ズル所ノ享樂(利用)又ハ單ナル享樂可能デアアル⁵⁵⁾。其他ぐ一モ亦タ所得トハ或根源ヨリ、隨フテ或規則正シキコトヲ以テ繰返ス所ノ財産

52) Cohn, Grundlegung d. Nationalökonomie. S. 211.

53) Heckel, a. a. O. S. 379.

54) Cohn, System d. Fw. S. 295.

55) Schanz, a. a. O. S. 13.

ノ増加デアルトイヒ、⁵⁶⁾るばるこまゝやトニ至テハ所得ヨリ利用ヲ排除シテ之ヲ享樂財ニ限ラウトシタトイフ特異ナル所ハアルガ、兎モ角所得ニ反復性ヲ認メタ。曰ク、所得ノ本質的特徴ハ反復ノ確ナル享樂財トイフコトデアル。——所得トハ經濟及文化狀態ニ顧慮シテ其需要ノ標準ニヨリ反復シテ齎ラサルルコトガ確實也ト見做サルル所ノ享樂財ノ合計デアルト。⁵⁷⁾

此見解ニ對スル非難ハ(一)第一規則正シキ反覆トイフコトガ嚴格ニハ適用ノ少キモノトナリ、到底嚴格ニ之ヲ標準トスルコトノ難キモノデアルトイフコトデアアル。即チ方法カライフテモ量額カライフテモ收入ノ規則正シキ反覆トイフコトハ期セラレナイ。先ツ方法カライフテ、今日ノ世ノ中ニ於ケル何モノモ確カニ規則正シク反覆スルトイフヘキモノハナイ。土地モ平生ハ規則正シク繰返シ收益ヲ生ズルヤウデハアルガ、何時此ガ地震ニヨリ海嘯ニヨリテ没却サレヌトハイヘナイ。家屋モ燒盡スルコトガアリ、有價證券モ紙屑同様トナルコトガアリ、營業ハ失敗スルコトガアリ。人ハ倒レルコトガアル。唯ダ此等ノモノガ通例規則正シク反覆シテ收入ヲ生ズルトイフニ止マル。又金額カライフテモ、公債社債ノ利子ハ通例年々同一タルヘキ可能が大イガ、其レデモ何ウシテ此ガ覆ヘサレヌトハイヘナイ。其他ノモノニ至テハ尙更デ、土地家屋ノ收益ヤ株ノ配當ヤ營業ノ利益ヤ人ノ勞働ノ結果ヤニ至テハ頗ル變動スル。勿論各人ガ方法ニ於テモ金額ニ於テモ規則正シク反覆シテ收入ヲ擧グルコトヲ努ムル傾アルコトハ確デアアルガ、他方此ト同時ニ彼ガ進ンデ其收入ノ年一年ト増大センコトヲ努ムル傾アルコトモ事實デアリ、且又實際財界ノ變動、自然界ノ變化ガ其收入ヲシテ増減一ナラザラシムル所デモアリ、到底其精確ナル規則正シキ反覆ヲ望ム

56) Schanz, a. a. O. S. 12.

57) R. Meyer, Das Wesen des Einkommens, SS. 80. 107.

コトハ出來ヌ。單ニ人ガ規則正シク反覆シテ收入ヲ擧ンコトヲ努ムルノ故ヲ以テ、又ハ通例此ガ規則正シク反覆シテ入り來ルノ故ヲ以テ、直チニ之ヲ所得ノ特徴トスルノハ精密デハナイ。又嚴格デハナイ。⁵⁸⁾(二)更ラニ此規則正シキ反覆トイフコトガ可動的デアルトイフ點カラ見テモ。之ヲ標準トスルノハ望マシクナイ。即チ一回ニ巨額ナル金ヲ贈與サルレバ所得トナラヌガ、之ヲ每週又ハ年々一定額ツツ贈與サルルコトニナレバ所得トナルトイフノハ可笑シイ。(三)又實際ノ慣例カライフテモ、規則正シキ反覆トイフコトニヨリテ所得ト否トカ區別サレテ居ラヌ。例之一方ニハ一回的ノ職業收入(例之、一年交代ヲ例トスル獨逸ノ大學總長ノ俸給)又ハ一回的ノ著述家美術家ノ報酬ヲ所得ニ計算スルノガ例デアルト同時ニ、他方遇々規則正シク反覆シテ得ラルルコトトナツテモ、相續ヤ富札利得ヲ所得ニ入ルルコトヲ敢テセザル所デアル。⁵⁹⁾(四)又此見解ニヨリ非回期的收入ヲ除外シテハ給付能力ニ從フ課税ノ標準ニ反スルコトニモナル。非回期的ノモノニ給付能力ナキ譯デナイ。ムシロ回期的ノヨリモ此方ノ一層大イコトモアリ得ル。(註一七其他ニモ若干ノ小非難モアルガ、一々述ベナイ(註一八)。

(註一七) へるふまハ曰ク(二)定期ノ純財産流入ニ、利用及他人ノ貨幣價値的給付ヲ含メタルモノトスル、廣ゲラレタル所得意義ガ、財政理論家ヨリ見出サレタノハ畢竟、規則正シキコト又ハ持續性ノ元素ヲ入ルル通例ノ解釋ノ下ニハ、所得税ノ基礎トシテ給付能力ニ依ル課税原則ニ適セザル觀念ガ生ズルトイフ事實ヨリノ結論ニ外ナラヌト。⁶⁰⁾

(註一八) 例之しやんつ曰ク、るばーこま、やーノ定義ニテハ、交通經濟ニ於ケル所得ノ本質的機能、即チ財産成形及分配ノ方

58) Schanz, a. a. O. SS. 14-16.
 59) Schanz, a. a. O. S. 16.
 60) Helft, Beiträge zur Frage d. technischen Ausgestaltung d. deutschen Einkommensbesteuerung. S. 4.

便タルヘキ機能ガ表ハレザルコトトナルト。⁶¹⁾

(三) 根源ノ繼續的ナルコトニ特徴ヲ求ムルモノ又ハ根源ノ繼續的

ナルコトト收入ノ反覆的ナルコトトヲ要ストスルモノ

此ニ説ク所ノ見解ハ收入自身ノ繼續的反覆的又ハ規則正シク繰返シテ現ハルルコトニ特徴ヲ認メズシテ、ムシロ其收入ガ繼續的収入源ノ規則正シキ通例ノ結果ナルコトニ之ヲ求ムルモノデア
ル。例之のいまだ、彼ハ所得ヲ以テ、一定時ニ繼續スル所ノ収入源ノ規則正シキ結果トシテ或
人ニ生ジ、彼ガ其利益ノ爲メニ處分シ得ル所ノ財、貨幣價値的給付、及他人ノ物ノ利用ノ總體或ハ
此總體ノ價値ニ、當該人ノ財産ノ同時ニ生ズル所ノ價値ノ騰貴ヲモ含メタルモノトスル。⁶²⁾ ふうす
ちんぐモ亦タ所得トハ一定ノ期間内(年)ニ各箇人ニ財生産ノ繼續的根源ノ收益トシテ、自分自身
及其生活維持ニツキ法律上彼ニ倚屬スル人(家族)ノ人的欲望ノ満足ノ爲メニ處分ニ立ツ所ノ物財
ノ全體也トイフテ居ル(註一九)。⁶³⁾

(註一九) ふうゆーにんぐハふうすちんぐヲ評シテ繼續的収益源ヨリノ所得ノ成立ヲ看過シタモノトスルガ、ふうすちんぐハ
實ハ之ヲ看過シテ居ラス。

偕テ此定義デハ繼續的収入源ニ重キヲ置クガ、規則正シキ結果トイフコトモ看過スルノデハナ
イ。但シ其規則正シキ結果トイフ詞ノ意義ハ多少緩ヤカナモノデアアル。其レゾ例之、營業的投機

61) Schanz, a. a. O. S. 17.

62) Schanz, a. a. O. S. 18.

63) Fuisting, a. a. O. S. 110.

64) Brüning, Vorschläge zur Reform d. Einkommensbesteuerung in Preussen. S. 32-3.

業者、商人、建築家、又ハ美術家ニ歸スル所ノ變轉スル所ノ利得ハ勿論所得デアリ、地位ノ確ナル役人ノ不確實ナル副収入、其ハ或時ハ屢々繰返シテ生ジ、或時ハ少シク繰返シ、他ノ時ハ全ク繰返エサザル副収入モ齊シク所得トイフコトトナル。之ヲモ或意味ニ於ケル規則正シキ通例ノ結果トシテ、營業、官職ノ如キ繼續的收入源ニ結付クモノト見ルノテアル。併シ相續、贈與(但シ夫ノ酒手ノ如キモノハ除外シナケレバナルマイ)、嫁資、持參金ノ如キハ繼續的收入源ノ結果ト認メラレナイカラ、所得デハナク、富札利得(少クトモ或場合ノ)、生命保險金、森林中ニテ不時ニ木倒アリタル爲メノ收入ノ如キハ繼續的收入源ヨリ出ルモノトハ見ラレヌコトモナイガ、到底其規則正シキ結果トハイヘズ、單純ナル一回的ノモノユヘ、所得デハナイコトニナル。此レデ一應所得税法ノ通例ノ規定ニモ適切ナル解釋ガツクヤウニ見ユルガ、(一)併シ精密ニイヘバ其繼續的收入源トイヒ規則正シキ結果トイフ詞ガ不明確タルヲ免レヌ。(A)實際右ニイフ如クニ規則正シキトイフ詞ヲ解スルノハ當ヲ得ヌ。不規則ナルモノヲモ規則正シキモノト解スルノハ可笑シイ。前記役人ノ不確實不規則ナル副収入ヲ規則正シキ收入トハ無理デアアル。投機業者ノ景氣利得ヲ規則正シキ結果トハ當ラヌ。景氣損失ノ起リ得ルコトヲ考ヘナケレバナラヌ。のいまんハ或人ノ財産ノ價直ノ上騰ヲモ所得トイフガ、此モ規則正シキ結果トハイヘナイ。其下落スルコトガアリ得ルコトヲ併セ考ヘナケレバナラヌ。此規則正シキ結果トイフ方ハ或ハ解釋ヲ嚴正ニ改ムルコトニヨツ

65) Gebhard, Die Heranziehung der Spekulationsgewinne zur Einkommensteuer. S. 29.

テ此困難ヲ解クコトモ出來ルガ、(B)繼續的收入源トイフ詞ハ到底多クノ場合ニ適用ノナイコトニナルヲ免レナイ。今日ノ經濟界ニ於ケル收入源ニシテ眞ニ繼續的トイヘルハ稀デアラウ。前ニモ一言シタ通り、土地家屋ニモ滅却ノ危險ガアリ、有價證券モ紙屑同様トナル危險ガアリ、營業ハ失敗ニ終リ、勞力ハ病氣失職死亡等ノ危險ヲモツ。機械ノ如キモノモ改良進歩ノ爲メニ價値ヲ落スコトガアリ、凡ヘテ機械器具家屋等ニテハ自然的ニ漸次消耗スルコトヲモ計算ニ入レナケレバナラス。或ハ規則正シキ結果トイフ詞モ、繼續的收入源トイフ詞モ輕ク解スルコトガ出來ナイコトハナイガ、ソシテスカル財政事項ハ到底サウ精密ナルコトハ出來ナイ。大體的決定ニテ満足スル外ナイト辯解ガ出來スデハナイガ、孰レニシテモ精確ナラズトイフ非難ハ免レナイ。(二)尙又此見解ニ依ツテモ此定義ノ條件ニ適ハザル收入ヲ所得ヨリ除外スルコトハ課税ノ不公平ヲ生ズルトイフ誹ヲモ免レヌ。(註二〇)

(註二〇) 此他、のいまんノ利用ニ關スル理解ガ獨特ア、唯ダ他人ノ物ノ利用ノミナ所得ニ算入シ、自己ノ物ノ利用ヲ除外スルノモ當テ得ヌ。此モ獨逸ノ慣例上、他人ノ物ノ利用ト齊シク所得ト認メテ居ルカラ、此ナ併セ算入スルガ可デアアル。⁶⁶⁾

結 論

以上之ヲ要スルニ、學者ガ多年色々ト工夫ヲシタガ、結局ハ矢張り古キ定義ニ戻ル方ガ良イ。

斯クテ所得ヲ以テ一定期間(年)ニ或經濟人ニ其自由處分ノ區域ニ入レル純財産増加、並ニ其受ル所ノ人的給付及財物利用ト解スルヲ穩當トスル。隨ツテ相續、贈與、富札利得、保險金等モスヘテ所得トイフコトニナル。相續財産ノ如キハ所得デハナク單ニ資本ノ如クニモ考エラルルガ、實際ニハ所得ト資本トノ區別ハリかるゾナドノ想像スルホド而ク嚴格ノモノデハナク、⁶⁷⁾所得タルト共ニ資本タルコトガ出來ル。前ニ資本タリシモノガ一旦所得トナリ、更ニ資本トナツテ存續スルコトガアリ、資本トシテ存續セズ全ク消費ノ爲メ處分サルルコトガアリ得ル。タダ相續財産ニハ資本トシテ存續スルモノ多シトイフニ止マル。又前ノ定義ニ純財産増加トイフカラ、所謂生産費ハ控除スヘキモノタルコト(註二二)ハ勿論、負債利子(註二二)、財産及資本損失(註二三)モ控除スヘキモノデアアル。併シ家計消費其他之ト同ト見ルヘキ任意ナル人事上ノ消費ガ控除スルニ及バナイコトハ勿論、負債元金ノ返却モ控除ニ及バス。此返却ノ爲メニ純財産ノ減少トハナラナイカラデアアル(註二四)。又財産増加ノ計算上收入トシテハ貨幣ニテ入ルモノノ外、實物ニテ入ルモノモ計算スヘキデアアル(註二五)。且ツヤ其收入トイフ意義モ近世の簿記ヲモツモノニハ、單ニ收入勘定ニ入レバ可トイフコトニナルガ、普通人ノ場合ニハ現實ニ或モノヲ受取ラナクレバ收入アリトイフコトヲ得ス。此等ハ法文ニ於テ各場合ニツキ明示ヲ要スル(註二六)。財産ノ自然價值騰貴ハ理論上スヘテ收入トシテ又財産増加トシテ計算スヘキデアアルガ、此モ近世の簿記ヲ持タヌモノニハ計算

困難デ、普通人ニハ免除ノ外ハナイ。財産物體賣却上ノ利得モ理論上ハスベテ計算スヘキデア
 ガ、營業者ニ於ケルモノノ外ハ計算困難デ、非營業者ノハ免稅トスルノ外ハナイ(註二七)。其他ニ
 モ理論上所得トイフヘキモノニテ、課稅ノ便宜上所得稅免除トスルヲ選ムヘシトスルモアル。例
 之相續ノ如キハ所得稅ヲ課スル代リニ特段ナル相續稅ニ依ルコトヲ便トスルノ故ニ、所得稅ニテ
 之ヲ免除シ(註二八)、人的給付モ計算困難ユヘ免除シ、財物利用ノ中ニ就キテハ家具等ニ及ブコト
 ハ困難デアルカラ、自家用住屋其他ノ自由家屋ノ屋賃位ヲ課稅スルノ止メタラ良カラウ(註二九)。
 其他贈物、保險金、富札利得ニ至テハ免稅ニハ及バヌ(註三〇)。我國法ニテハ營利ニ屬セザル一時
 ノ所得ヲ免稅スル(五條)ガ、其ハ廣キニ失スル。此規定ノ改正ヲ要スルト思フガ、兎ニ角此ニヨ
 ツテ我國法上所得ニ反覆的繼續的性質ヲ要セザルノ主義ヲ探ルコトハ明カデアアル。

(註二二) 之ニツキ理論、實際—日本所得稅法四條、普、⁶⁹⁾ 奧、⁷⁰⁾ 伊、⁷¹⁾

(註二三) 之ニツキ理論、實際—普、⁷²⁾ 奧、⁷³⁾ 伊、

(註二四) 普國法ハ之ヲ所得稅ノ所得ヨリ控除シナイガ、しやんつは控除スヘシトス。⁷⁶⁾

(註二五) 尤モ普國法ハ法律上ノ義務ニ基キ納稅義務者ヨリシテ彼ノ土地所有ニ結付キタル實價資本ノ漸次ノ償還ノ爲メニ支拂フヘキ金額ヲ、資本ノ一パーセント、年額六百馬克ヲ超過セザルダケニ於テ控除スルコトヲ許ス。⁷⁷⁾

(註二六) 奧國法デハ租稅義務アル所得トシテ、貨幣又ハ貨幣價值ニテ存立スル所ノ納稅義務者ノ凡ヘテノ收入額ヲ示スモノトシ、其收入ハ一般ニハ此迄納稅義務者ノ自由處分ノ外ニ立チタル財產價值ガ事實上、其自由處分ノ區域内ニ入レル時ニ、

68) Heckel, a. a. O. S. 379. Wagner, Fw. II. S. 330. Eheberg, a. a. O. S. 269. Bastable, l. c. p. 491.
 69) Theisen, a. a. O. S. 24. Preussisches Einkommensteuergesetz, in Finanz Archiv. XXIII Bd. S. 134.
 70) Szombathy, a. a. O. S. 34.
 71) Heckel, a. a. O. S. 396.
 72) Eheberg, a. a. O. S. 269. Schanz, a. a. O. S. 24.
 73) Theisen, a. a. O. S. 26. Preussisches Esg., ebenda. S. 135.

隨フテ債權ガ請求セラレ金錢トセラレタ時ニノミ之アルモノトシ、タダ正常ナル營業簿記ヲモツ企業ニテハ、商人的慣例ニ從ツテ貸借對照表の純利得ヲ租稅義務アル收入ヲ成スモノトスル。即チ其貸借對照表上ノ純利得ハ凡ヘテノ債權債務ヲ顧慮シテ定メラレタル一營業年中ノ財產増加ニ外ナラス。⁸⁰⁾

(註二七) 奧國法ニテハ財產物體ノ賣却上ノ利得ハ、其賣却ガ營利企業ノ經營ニ於テ又ハ投機業ノ實行ニ於テ生ジタル時ニノミ所得ニ計算シ、其他ハ之ニ計算セザルコトトス。尙ホ此投機ニツイテハ必スシモ所謂營業トシテ行ハルモノノミナラズ、素人ノ行フモノニテモ可ナリトシ、其投機ナリヤ否ヤハ、外部ヨリシテハ唯タ短キ所有期間又ハ同一行爲ノ屢々ナル繰返ニヨリテ決定スルモノトス。尙ホ此稅法適用上疑問トナル例ヲ解説スルト、家屋ノ賣却ニ於テ有利ニ賣却シ得ル場合ニ於ケルアツテハ其利得ニ所得稅ノ納稅義務ガアル。石炭高ガ其モツ所ノ馬車馬ヲ目下不用トシ且ツ有利ニ賣却シ得ル場合ニ於ケル賣却上ノ利得ニモ租稅義務ガアル。印紙ヲ利益ヲ得テ賣却センガ爲メニ蒐集シタル者ノ賣却上ノ利得ニモ租稅義務ガアル。營業ヲ繼續スル能ハザル其持主ノ後家ニ依ル、其營業ノ賣却ハ投機的目的ナキニハ、其利得ニ租稅義務ハナイ。⁸²⁾ 普國法ニテモ亦、營業的又ハ投機的目的ニテ企テラレザル土地ノ賣却及類似ノ營利ヨリノ臨時收入ハ租稅義務アル所得トナラナイ。⁸³⁾

(註二八) 之ニツキ理論 實際此ガ明文ヲモツハ普一填。⁸⁴⁾

(註二九) 此屋賃ヲ所得ト計算スルハ普、ごくせん、はんぶるぐ、ぶれめん、リゆべつく、填等。⁸⁷⁾

(註三〇) (1) 贈物——普國法ハ之ヲ租稅義務アル所得トセズ。⁸⁵⁾ 奧國法ニテハ贈與及類似ノ無償交付ヨリノ臨時收入ハ租稅義務アル所得トナラナイガ、規則正シキ贈物、例之多クノ使用人ガ心付トシテ受ルモノノ如キハ租稅義務アリ。⁸⁶⁾ 尙ホ此贈與ニ凡ヘテ課稅義務アル所得トスレバ、反對給付ト見ルヘキ贈與ハ控除スヘク、隨フテ受領超過額ガ眞ニ租稅義務アル所得トナル。

(2) 富札利得ニハ奧國法アハ租稅義務ガアル。⁸⁰⁾

(3) 保險金ハ普國テハ生命保險ヨリノ臨時收入ハ租稅義務アル所得ト爲サズ。⁸¹⁾ 奧國テハ生命保險ヨリノ元本支拂ハ無稅トスルモ終身年金ハ規則正シキ收入トシテ租稅義務アリ。⁸²⁾

74) Szombathy, a. a. O. S. 34. 75) Heckel, a. a. O. S. S. 396.
76) Theisen, a. a. O. S. 27. Preussisches Esg., ebenda. S. 134. Schanz, a. a. O. S. 24.
77) Theisen, a. a. O. S. 26. Preuss. Esg., ebenda. S. 135. 78) Fuisting, a. a. O. S. 111.
79) Theisen, a. a. O. S. 26-7. Müller, a. a. O. SS. 8. 10. Szombathy, a. a. O. S. 34. Heckel, a. a. O. S. 396.
80) Szombathy, a. a. O. S. 34-6. 81) Szombathy, a. a. O. S. 34.
82) Szombathy, a. a. O. S. 35. 83) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.

所得ヲ右ノ如クニ解釋スルノ結果トシテハ、所得計算上是非トモ豫算申告主義ヲ止メテ、前年度ノ實際所得申告主義ヲ探ルコトトナラナケレバナラス。一時的ノ所得ヲモ課税スルコトトスル以上ハ、豫算主義デハ大抵脱漏スルコトニナルカラザアル。前年ノ實額申告主義ハ本來所得稅ヲ完全ニスルニツイテ探ルヘキモノデアルガ(註三二)、茲ニ所得意義ノ更正ノ結果トシテハ愈々以テ缺クヘカラザルコトトナツタ。(註三一)

(註三一) ふいすらんぐ曰ク、所得稅ノ最完全ナル形トシテノ性質ハ、各擔稅者ノ箇々ノ實際ノ所得ガ基礎トナルコトニ在ル。——前年ノ實際ノ成果ノミガ此課稅ニ標準トナリ得ルモノデアツテ——夫ノ過去カラ將來ヘノ結論(豫算主義)ハ全ク不確實ナルモノデ、法律上ノ擬制又ハ事實上ノ推測ニヨリ課稅スヘキ所得ノ元素ヲ豫定スルノ試ハ、恣意ニ導キ、所得稅ノ假値ヲ損スルト。⁸³⁾

(註三二) (1) 日本現行法ハ主トシテ收入豫算主義ヲトル。即チ第三種所得中、山林伐採所得ト、外國又ハ此法律ヲ施行セサル地ニ於ケル法人ヨリ受ケル配當金ハ前年實額ニヨリ、他ハ凡ヘテ收入豫算主義トス。尤モ田畑所得ハ前三年ノ實額ノ平均ヲ收入豫算ノ基礎トス(稅法四條ノ三)

(2) 普國法ハ自然人ノ賦課ハ前年ノ實額ニ依ル。商工業礦業ヨリノ營業利得、秩序正シキ簿記ノ存スルダケニテ農林業ノ其、井ニ非自然人ノ賦課ハ前三年ノ平均成績ニ依ル。⁸⁴⁾ さくせん、グゆるてんべるひモ原則トシテ此前年主義ヲトル。⁸⁵⁾ 奧國法モ一時的收入、連續的收入トモ前年ノ額ニ依ル。期間的ニ動搖スル收益ヲ有スル收益源ニツキテハ見積の確定ヲ標準トスル。⁸⁶⁾

84) Roscher, System d. Fw. I. S. 412.

85) Szombathy, a. a. O. S. 34.

87) Theisen, a. a. O. S. 24. Müller, a. a. O. SS. 8. 10. Szombathy, a. a. O. S. 34.

88) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.

90) Szombathy, a. a. O. S. 36.

92) Szombathy, a. a. O. S. 34.

94) Preussisches Esg., a. a. O. SS. 135. 136.

95) Heckel, a. a. O. S. 381.

85) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.

87) Theisen, a. a. O. S. 24. Müller, a. a. O. SS. 8. 10. Szombathy, a. a. O. S. 34.

88) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.

90) Szombathy, a. a. O. S. 36.

92) Szombathy, a. a. O. S. 34.

94) Preussisches Esg., a. a. O. SS. 135. 136.

95) Heckel, a. a. O. S. 381.

85) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.

87) Theisen, a. a. O. S. 24. Müller, a. a. O. SS. 8. 10. Szombathy, a. a. O. S. 34.

88) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.

90) Szombathy, a. a. O. S. 36.

92) Szombathy, a. a. O. S. 34.

94) Preussisches Esg., a. a. O. SS. 135. 136.

95) Heckel, a. a. O. S. 381.